

社会福祉法人共生福祉会 役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条規定に基づき、役員及び評議員等に対する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員、顧問、相談役、参与、運営委員、制裁委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、勤務実態が概ね1日4時間以上で、週4日以上常勤の理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。
- (6) 勤務実態とは、理事会、評議員会、運営委員会等会議等（以下「会議等」という。）の出席及び法人の業務を行うことをいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の理事に限り評議員会の決議により報酬を支給することができる。その支給額は別表のとおりとする。

ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- 2 常勤の理事に対する通勤手当は、「職員の給与に関する規程」第5条第5項に準じて支給する。
- 3 非常勤の役員等に対しては、報酬は支給しない。ただし、会議等への出席1回につき、実費弁償として8,000円を支給する。
- 4 役員が退任（死亡を含む）したときは、評議員会の決議により記念品又は弔慰金を贈ることができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等は、合計額から法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

- 2 報酬等の支給日は、毎月17日とする。（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、「職員の給与に関する規程」第6条第2項の規定に準じて支給）
- 3 非常勤の役員等に対する実費弁償は、会議等への出席及び法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、職員等の旅費支給規程に準じて支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日、祝日の日数を差し引いた日数を基礎として、勤務実態に応じた日割りによって計算する。

4 第2項及び第3項の規定に関わらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入により切り捨て、切り上げを行う。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の制定・改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

- 附則
1. 従前の役員の報酬に関する規程は、平成29年6月12日をもって廃止する。
 2. この規程は、平成29年6月13日から施行する。
 3. 一部改正 平成30年3月29日

別表

役員名	報酬の額
会長	月額 200,000 円
常務理事	月額 150,000 円

理事及び監事並びに評議員等の報酬等の額について

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めなければならないこととなっている。

I 支給額の根拠

(評議員の報酬等)

定款第8条 評議員の報酬は無報酬とする。

2 評議員には、別に定めるとおり費用を弁償することができる。

(役員報酬等)

定款第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員報酬に関する規程に基づき報酬等を支給することができる。

II 常勤理事の報酬総額（年額）

報酬の総額は、これまでの法人全体の年間事業活動収入を踏まえ、各事業所（施設）から法人本部へ繰り入れ可能な次の額とする。

総額 5,000,000円

III 常勤理事の報酬

法人の規模及び経営状況を踏まえ、かつ、現行の「役員報酬に関する規程」で定めている報酬を考慮し次の額とする。

会 長 月額 200,000円

常務理事 月額 150,000円

IV その他

上記III以外の理事及び監事については、無報酬とする。